

調書(決定)

事件の表示 平成 21 年(行ツ)第 192 号

決定日 平成 23 年 1 月 25 日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 20 年(行コ)第 303 号(平成 21 年 3 月 25 日判決)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第 2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは, 民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ, 本件上告理由は, 違憲をいうが, その実質は単なる法令違反を主張するものであって, 明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成 23 年 1 月 25 日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人 日本音楽家ユニオン

被上告人 国

処分行政庁 中央労働委員会

同参加人 財団法人新国立劇場運営財団